

議案第48号

あきる野市基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年5月13日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

東京都市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金による、新型コロナウイルス感染症対策等の事業を実施するに当たり、新たな基金を設置するため、規定を整備する必要がある。

あきる野市基金条例の一部を改正する条例

あきる野市基金条例（平成7年あきる野市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表あきる野市教育文化基金の項の次に次のように加える。

新型コロナウイルス感染症緊急対策事業基金	新型コロナウイルス感染症対策を推進するため、東京都市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金の交付額を限度として市長が必要と認める金額を積み立てる。	1 感染症対策に関する経費の財源に充てるとき。 2 市民生活や地域経済を支える取組に関する経費の財源に充てるとき。 3 感染症発生時にも持続可能な社会の構築に関する経費の財源に充てるとき。
----------------------	---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。